

別表

総合評価点算定基準（土木関係）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者、最低制限価格以上かつ予定価格以下の者（失格となった者を除く。）について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格点 88点
- イ 価格以外の評価点 12点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} (88 \text{点}) \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

[小数点以下第4位を四捨五入]

(2) 最低価格は各入札者（失格となった者を除く。）の入札金額（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>企業工事成績評定</b> 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する富岡市発注工事の工種別工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均点を65点とみなす。	4.0点	80点以上	4.0点
		65点を超え80点未満	(平均点-65) × 4.0 ÷ 15点 [小数点以下第4位四捨五入]
		65点以下	0点
<b>企業の施工実績</b> 同種工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。  同種工事は、「5」の要件による。	2.0点	5年以内の実績あり	2.0点
		5年を超える実績あり	1.0点
		実績なし	0点
<b>災害復旧作業等の地域貢献</b> 入札日の属する年度の前年度から過去3年間及び当該年度において、評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対応等、富岡市が管理する社会資本の維持管理に関し、緊急出動の実績により評価する。	1.0点	実績あり	1.0点
		実績なし	0点
小計	7.0点		

【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった富岡市発注の工事における、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	3.0点	80点以上	3.0点
		75点以上 80点未満	2.0点
		65点を超え 75点未満	1.0点
		65点以下	0点
配置予定技術者の施工経験 同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。  同種工事は、「5」の要件による。	1.0点	5年以内の実績あり	1.0点
		5年を超える実績あり	0.5点
		実績なし	0点
配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。  評価の対象とする資格は、「6」の要件による。	1.0点	6（1）に示す資格を所有している	1.0点
		6（2）に示す資格を所有している	0.5点
		所有資格なし	0点
小計	5.0点		
合計	12.0点		

5 同種工事（工事）

価格以外の評価項目における同種工事は、国、県、市町村及び（旧）日本道路公団発注の工事とする。（過去10年間とする。）

【記載例】

平成 年度以降に、 内において完成引き渡し完了した、国、県、市町村及び（旧）日本道路公団発注の道路幅員が m以上で が 以上の道路工事

6 配置予定技術者の所有資格

（1）評価項目「配置予定技術者」の1.0点となる資格は、次の資格とする。

ア 1級土木施工管理技士

イ 1級建設機械施工技士

ウ 技術士（第二次試験のうち技術部門で建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る）のいずれかに合格した者）

（2）評価項目「配置予定技術者」の0.5点となる資格は、次の資格とする。

ア 2級土木施工管理技士

イ 2級建設機械施工技士

7 評価項目算定資料の取扱い

（1）配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

（2）工事成績評定（企業項目、技術者項目）については、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に成績評定された工事とする。なお、工事成績評定点については、富岡市が記入する。